

「発達心理学研究編集委員会編集規則」の一部改正について

代表理事 本郷一夫

2017年9月9日に行われた社員総会において、「一般社団法人日本発達心理学会 発達心理学研究編集委員会編集規則」の第8条が以下のように改正されました。

(審査基準)

第8条 審査は原則として一度のみとし、審査結果の区分は「掲載可」と「掲載不可」のみとする。「掲載可」とは、そのままあるいは修正を加えることで、本誌の掲載基準を満たすと判断されたことを意味する。「掲載可」となった場合、著者は審査結果通知書に記載された意見に従い論文の修正を行うこととする。具体的な修正のしかたについては「発達心理学研究編集委員会投稿規則」に定める。「掲載不可」とは、本誌の趣旨に合わないものや掲載基準を満たさないと判断されたことを意味する。ただし実質的に修正された論文の再投稿は妨げない。

改正されたのは、下線部です。「ただし再投稿を妨げない。」(改正前)を「ただし実質的に修正された論文の再投稿は妨げない。」(改正後)としました。これは、これまでの発達心理学会ホームページや編集委員会だよりで、再投稿に関して複数の記述があり紛らわしかったことなどから、再投稿に関する規定を改めて明確にする必要があったためです。すなわち、「掲載不可」と判断された論文でも実質的に修正がなされた場合、再投稿が可能だということです。逆に、実質的に修正がなされていない論文については、投稿されても審査の対象とはなりません。なお、今後、編集規則等の改正がなされた場合、すみやかに会員の皆様にお知らせします。